

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 令和2年度保険料について

令和2年度保険料(4月分より)は下記のとおりです。

被保険者 区分	(基本保険料)	(国に納める納付金)		月額合計
	基礎賦課額	後期高齢者支 援金等賦課額	介護納付金賦課額 (介護保険 第2号被保険者 ※1)	
組合員	32,000 円	4,500 円	— 円 (非該当)	36,500 円
			5,000 円 (該当)	41,500 円
組合員 家族	8,000 円	4,500 円	— 円 (非該当)	12,500 円
			5,000 円 (該当)	17,500 円
准組合員	8,500 円	4,500 円	— 円 (非該当)	13,000 円
			5,000 円 (該当)	18,000 円
准組合員 家族	※2) 7,500 円	4,500 円	— 円 (非該当)	12,000 円
			5,000 円 (該当)	17,000 円

後期高齢者組合員会費(月額)	2,000 円
----------------	---------

※1：介護保険第2号被保険者=40歳以上65歳未満の方

※2：従業員の家族は、家族基礎賦課額から500円の減免となります。減免措置を受けるためには「減免申請書」の提出が必要です。

2. 医師国保組合から他の保険に移られた場合は、資格喪失手続きが必要となります！

- ご家族などが就職等により、被用者保険など他の保険に移られた場合は、医師国保組合の喪失手続きが必要となります。(保険者変更の手続きは自動的に行われません。)

[提出いただく書類]

- (様式第2号-2)国民健康保険被保険者資格喪失届
- 被用者保険の被保険者証の写し(喪失日を確認するために必要です)
- 医師国保組合の被保険者証

- 進学により遠隔地に居住する場合は、「国民健康保険法第116条該当届(様式第3号)」の提出をお願いいたします。

[提出いただく書類]

- (様式第3号)国民健康保険法第116条「該当・非該当」届
- 該当届の場合は「在学証明書(写)」又は「学生証(写)」

※ 各種申請様式は、医師国保組合または所属の郡市医師会事務局からお取り寄せ下さい。

3. 医師国保組合のホームページを公開しました！

<https://shimane-ikokuho.or.jp/>

お知らせ、各種申請様式など掲載しておりますのでご利用ください。徐々に内容の充実を図ってまいります。ご意見・ご要望など事務局までお寄せください。

ご不明な点は、医師国保組合事務局(電話0852-26-3100)までお問い合わせください。